

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第三部 労働政策

VII ILO

2 ポーランド問題

ILOのブランシャール事務局長は、八一年一二月一四日、戒厳令によるポーランドの労働組合権規制の事態を憂慮して、ヤルゼルスキー・ポーランド首相に電報を送り、ILOは事態改善のため協力の用意があることを明らかにしてつぎのようにのべた。

「ポーランドの労働組合情勢にかかわる最近の事態を憂慮し、貴国が可能なかぎり迅速に再び労働組合権および市民的自由を尊重され、逮捕された組合運動家を近い将来釈放されるよう、強く希望します。これに関連してILOは、これまでのように、貴政府が労働組合の自由を再建し、国内の社会平和に寄与するため有益と判断されるあらゆる協力を提供する用意があります。」

これにたいしてラキエウィッチ労相は、一二月三〇日付でILOに返電を送り、今は緊急事態下の異例の状況だから、内政干渉しないよう希望するとして、つぎのようにのべた。

「ポーランドの労働組合活動が一時的に停止されたのは、憲法の規定に従って全土に戦争状態の宣言が行われたためであります。この特例の措置は、内乱を防止し、ポーランドの国民と国家の基本的利益を危険にさらす無政府状態の兆候に対抗するため必要になったものであります。労働組合活動は、その停止の動機となった原因が解消すれば、直ちに再開されるであります。ポーランドの経済的・政治的体制の中で、自主管理の真に独立した労働組合が存在する余地はあります。他の諸国で労働組合活動が停止されている例外的な事例に精通しているILOは、ポーランドの状況がポーランドへの内政干渉に利用されないようにするため、その権限を行使するよう希望します。」

この返電を受けとったブランシャール事務局長は、八二年一月七日、ラキエウィッチ労相に打電し、自主管理の真に独立した労働組合の余地があるとの政府の保障に注目し、ILO使節団のポーランド訪問が事態改善に役立つとの確信を明らかにしてつぎのようにのべた。

「ポーランドの批准した八七号条約の規定の下に、労働組合は国内法令を尊重しなければならないことを確認したいが、同時に同条約はまた、国内法令はこの条約の規定する独立と自由の保障を阻害するものであってはならず、またそのように適用してはならないことを想起したい。ポーランド政府が、ILOはポーランドの社会平和回復のため貢献しようと考えていることに注目する。これに関連して、ポーランドへのILO使節団が、当面する困難を克服する上で役立つものと、今なお確信する。」

八二年三月ジュネーブで開かれた第二一九回理事会は、ポーランド問題の重要性に注目して、ILO調査団の早期派遣を要望、ポーランド政府もこれを受けたため、五月一〇日から一六日まで、バルチコス前ILO事務局長補(国際労働基準担当)がILO代表として同国を訪問した。バルチコスは、ワレサ「連帯」議長をふくむ関係者多数と会談し、その結果を五～六月の第二二〇回理事会に報告した。

この報告によると、ワレサ自身も多少の行き過ぎのあったことを認めているもようであり、今後は連帯の独立性は保ちながらも、ポーランドが経済的繁栄の道を再発見するうえで国の助けとなるよう配慮することになろうとしている。そしてバルチコスは、関係者にたいして、戒厳令の迅速な緩和と解

除、拘留者の釈放、組合活動正常化のための政労対話などを示唆する機会があったという。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
